

令和4年度第1回流山市都市計画審議会議事録

目次

1	開催日時及び場所	1 ページ
2	出席した委員及び市職員	1 ページ
3	会議に付した案件	2 ページ
4	傍聴者	2 ページ
5	議事録	2 ページ～

1 開催日時及び場所

日時：令和4年8月2日（火）

午後2時00分から午後3時00分まで

場所：流山市上下水道局3階 会議室

2 出席した委員及び市職員

(1) 審議会委員

内山 久雄	(学識経験者)
横内 憲久	(学識経験者)
飯田 直彦	(学識経験者)
畔上 廣司	(学識経験者)
堀江 可居	(学識経験者)
岡田 長政	(学識経験者)
赤澤 律秀	(学識経験者)
乾 紳一郎	(市議会議員)
戸辺 滋	(市議会議員)
渡辺 仁二	(市議会議員)
長島 博之	(千葉県職員)
伊藤 奈未	(市民委員)
加藤 修一	(市民委員)

※欠席した委員

加藤 啓子	(市議会議員)
-------	---------

※令和4年7月14日付けで、市民委員である戸倉委員から辞任の申し出があり、本審議会は、令和5年9月30日まで全14名の委員をもって組織している。

(2) 市職員

まちづくり推進部長	石野 升吾
まちづくり推進部次長	梶 隆之
農業委員会事務局次長	染谷 晃
都市計画課長	松田 賢
農業振興課長	染谷 秀則
都市計画課課長補佐	橋本 大輔
農業委員会事務局係長	鈴木 正寿
都市計画課職員	小早川 勝久
都市計画課職員	北嶋 聡明
都市計画課職員	栗原 弘樹

3 会議に付した案件

第1号議案「流山市特定生産緑地の指定について」

4 傍聴者

1名

5 議事録

【都市計画課 橋本】

定刻となりましたので、ただいまから、「令和4年度第1回流山市都市計画審議会」を開会いたします。

本日、出席の市職員の紹介をさせていただきます。

まちづくり推進部部長の石野です。

まちづくり推進部次長の梶です。

都市計画課課長の松田です。

都市計画課職員の小早川です。

同じく、北嶋です。

同じく、栗原です。

農業委員会事務局次長の染谷です。

農業委員会事務局係長の鈴木です。

農業振興課課長の染谷です。

本審議会の進行を務めます、都市計画課課長補佐の橋本と申します。

よろしく願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。本日使用する資料は、「本日の会議次第」「A4ファイルに綴じられた、議案書」以上、2点になります。お手元にある資料がお揃いでない方がいらっしゃいましたら、お声掛けいただければと思います。

これより審議が行われますが、都市計画審議会委員14名のうち、本日は13名の出席をいただいております、過半数の出席であることから、会議が成立することを申し上げます。

次に、傍聴される方をお願いいたします。「傍聴者の遵守事項」を遵守いただき、円滑な議事の運営にご協力をお願い申し上げます。

それでは、このあとの進行につきましては、審議会会長をお願いしたいと存じます。

内山会長、よろしくお願いいたします。

【内山会長】

内山でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議する案件は、流山市長から諮問がありました、「流山市特定生産緑地の指定について」でございます。

審議に入る前に、本審議会の議事録の署名人を選出したいと思います。

慣例により、学識経験者のある委員から1名、市議会の委員から1名を選出しております。今回は、「畔上委員」と「戸辺委員」をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

それでは畔上委員、戸辺委員、よろしくお願いいたします。

これより、第1号議案について審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

【都市計画課長 松田】

第1号議案「流山市特定生産緑地の指定について」説明いたします。

特定生産緑地の説明に入る前に、生産緑地について改めて説明いたします。

生産緑地とは、市街化区域内の農地で、都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に効用がある農地を都市計画に定め、都市農地の計画的な保全を図るものです。

一般的な市街化区域内の農地は、固定資産税が宅地並み課税であるのに対し、生産緑地は、固定資産税の軽減や相続税等の納税猶予といった、税制上の優遇措置が講じられます。

一方で、生産緑地に指定された農地については、農地として適切に管理することが義務付けられるとともに、建築行為等が制限され、宅地などの用途に供することができません。

そして、生産緑地を廃止しようとする場合は、法に基づく買取申出の手続きが必要となり、指定から30年の経過、又は農業従事者の死亡あるいは重度の故障がない限り、解除を行うことができないという厳しい制限が課せられております。

次に、今回の議案である、特定生産緑地制度が創設された経緯について説明いたします。

平成28年5月に農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地の位置づけは、「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へと大きく転換しました。

その具体的な施策の一つとして、平成29年6月に生産緑地法が改正され、この法改正により、特定生産緑地制度が創設されました。

次に、特定生産緑地制度の概要について、具体的に説明いたします。

特定生産緑地制度とは、指定から30年を迎える生産緑地のうち、保全を確実に行うことが、都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものについて、特定生産緑地として指定できる制度です。

特定生産緑地の指定は、生産緑地の指定から30年が経過する日、いわゆる「申出基準日」までに行います。指定期間は10年間であり、その後も10年ごとに指定期間を延長することが可能です。

特定生産緑地の指定を受けた場合、税制上の優遇措置及び建築行為等の制限は、これまでの生産緑地と同様に継続します。

一方で、特定生産緑地に指定しない場合、生産緑地の指定から30年経過すると、固定資産税については、5年をかけて、これまでの農地課税から宅地並み課税へと段階的に上がり、相続税等の納税猶予は、現世代のみの適用となります。

また、令和4年11月24日を迎えると、市内の生産緑地の一部が指定から30年が経過することになり、いつでも生産緑地の買取申出をすることができ、建築行為等の制限が容易に解除されることから、農地から宅地等になりやすい、都市計画上は不安定な状態となります。

続きまして、特定生産緑地について、根拠法令及び都市計画審議会への意見聴取の位置付けについて説明いたします。

生産緑地法第10条の2第1項において、「申出基準日が近く到来することになる生産緑地のうち、当該申出基準日以降においてもその保全を確実に行うことが、良好な都市環境の形成を図る上で、特に有効であると認められるものを特定生産緑地として指定することができる。」と規定されております。

また、同条第2項において、「特定生産緑地の指定は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して10年を経過する日」と規定されています。申出基準日を経過してしまうと、以降は特定生産緑地に指定することはできません。

さらに、同条第3項において、「特定生産緑地に指定しようとするときは、あらかじめ当該生産緑地にかかる農地等利害関係人の同意を得るとともに、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

次に、特定生産緑地の指定手続きの流れを説明いたします。

現在、市において申出基準日が近く到来する平成4年及び平成7年に指定した生産緑地を対象に手続きを進めております。

早期の周知により指定の手続きを促すため、令和2年5月に生産緑地の所有者様へ、申出基準日到来の通知書の送付を行いました。

令和2年6月には、特定生産緑地制度の説明会を計4回開催しており、この説明会には、合計68名の方に参加していただきました。

その後、令和2年8月までに、特定生産緑地の指定について、生産緑地の土地所有者様の意向を確認しました。

また、令和2年11月、指定の意向があった地権者様を対象に、特定生産緑地の指定手続きの説明会を計3回開催し、合計73名にご参加いただきました。

令和3年3月には、指定の申請に向けた事前相談を受け付け、申請にかかる必要書類等の不足がないよう、案内を行いました。

その後、指定の意向があった生産緑地について、市農業委員会へ肥培管理が適切になされているか、意見を求めています。

そこで、肥培管理が適切になされていると確認できたものを対象に、令和3年5月と令和4年2月、計2回にわたり指定の申請を受け付けました。

これらの申請をもとに、令和4年7月に特定生産緑地に指定する区域を確定しております。

先ほど申し上げましたが、指定から30年が経過した生産緑地については、その後は、特定生産緑地の指定をすることができません。

一度機会を逃してしまうと、後戻りのできない手続きであることから、申請にかかる事前相談の受付や、申請の期間を2回設けるなど、特定生産緑地の意向がある土地所有者様が、確実に手続きを行うことができるような体制をとってきたいと考えています。

今後の手続きとしましては、令和4年9月を目安に特定生産緑地の指定の公示を行う予定です。

スクリーンをご覧ください。

次に、特定生産緑地に指定しようとする生産緑地について説明いたします。

現在、流山市全体では、248地区、66.37haの農地が生産緑地に指定されています。

このうち、約4割に当たる108地区、23.38haについては、平成4年及び平成7年に生産緑地に指定されており、申出基準日が近く到来する生産緑地であることから、土地所有者様へ特定生産緑地の指定の意向を確認いたしました。

このうち、指定の意向があった86地区、18.43haについて、特定生産緑地に指定しようとするものです。これは平成4年及び平成7年に指定した生産緑地の約8割に該当いたします。

スクリーンをご覧ください。

次に、特定生産緑地を指定する理由について説明いたします。

生産緑地法の趣旨を鑑み、特定生産緑地を指定する理由としては、

生産緑地のうち、保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められることから、特定生産緑地に指定するもの。

といたします。

土地所有者様からの申請に基づき、現地における肥培管理状況を確認したところ、適切であることが確認できたことから、指定の理由に合致すると認め、特定生産緑地に指定しようとするものです。

なお、指定の理由につきましては、地区指定の告示の際に合わせて、公示又は公表する予定としております。

続きまして、事前に送付いたしました議案書をご覧ください。

議案書を10枚ほどめくっていただきまして、見開きのA3の資料があるかと思えます。「特定生産緑地（流山市）索引図」の図面番号1をご覧ください。

この資料は、流山市の北部地域において、特定生産緑地に指定しようとする区域を示しております。

特定生産緑地に指定しようとする区域は緑色で塗りつぶしており、特定生産緑地に指定しない生産緑地は塗りつぶしせず、緑色の枠線で小さく囲っております。

資料を1枚めくっていただきまして、索引図の図面番号2をご覧ください。

この資料は、市南部の地域において、特定生産緑地に指定しようとする区域を示しております。

こちらも同様に、特定生産緑地に指定しようとする区域は緑色で塗りつぶしており、特定生産緑地に指定しない生産緑地は塗りつぶしをせず、緑色の線で囲っております。

スクリーンをご覧ください。

今ご覧いただいた索引図に着色したものを示しております。

画面の中央あたり、赤色の太線で囲われた区域は、つくばエクスプレス沿線における土地区画整理事業の区域を示しております。

この区域内の生産緑地につきましては、主に平成10年の市街化区域への編入時に指定されたものですので、まだ30年経過するわけではなく、申出基準日が近く到来するというものではないことから、今回の特定生産緑地の指定の対象からは除外されます。

これらの地区につきましては、令和10年1月に、申出基準日である30年を経過することになります。

資料へ戻っていただきまして、一枚めくっていただきますと、特定生産緑地の指定をしようとする区域を拡大して示した「特定生産緑地（流山市）指定図」がございます。

全部で22枚ございまして、対象の区域について、すべて紹介するには枚数が多いため、これらの中から、代表的なものを4地区抽出してスクリーンの方でご案内したいと思います。

スクリーンをご覧ください。

こちらは市の北部にある西深井地区の事例でございます。

地区の既存の生産緑地は緑色の線で囲まれた部分で、面積は1,514平方メートルです。

このうち、赤色の線で囲まれた979平方メートルについて、特定生産緑地の指定をしようとするものです。

これは、土地所有者様への意向調査の結果、すべての生産緑地を特定生産緑地に指定するのではなく、約6割についてのみ、指定したいとの意向があったものでございます。

続きまして、市の北部にあります、中野久木地区の事例について説明いたします。

赤色の線で囲まれた部分、4,020平方メートルについて特定生産緑地の指定をしようとするものであり、既存の生産緑地の全部が指定の対象となっております。

次に、市の東部にあります、駒木地区の事例について説明いたします。

こちらは、新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域の南側に接する生産緑地でございます。

既存の生産緑地は、緑色の線で囲まれた部分で、面積は10,609平方メートルです。

そのうち、赤色の線で囲まれた部分の8,051平方メートルについて、特定生産緑地に指定をしようとするものです。

こちらにつきましても、土地所有者様への意向調査の結果、一部のみ指定したいとの意向があったものです。

最後に、市の南部にあります、鱈ヶ崎地区の事例について説明いたします。

赤色の線で囲まれた部分の2, 011平方メートルについて特定生産緑地の指定をしようとするもので、既存の生産緑地の全部が指定の対象となっております。

以上で、流山市特定生産緑地の指定について、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【内山会長】

説明ありがとうございました。

この特定生産緑地の指定について、委員の皆様からのご質問なりご意見をお伺いしたいと思います。

【加藤（修）委員】

気がついたことを何点か教えて下さい。

この生産緑地地区制度は、先ほど説明いただいたように、良好な生活環境の確保に効用があるとか、あるいは公園・緑地などの公共施設などの敷地の用に供するとして適しているものという前提条件があります。

その中で今回の生産緑地地区制度について、全体の中の何%についてこの制度を適用するかということは、当初この制度ができた時の趣旨に則り、細かくその内容をチェックした上で指定されたと思いますが、核としての、その条件を満たしているのかどうか、きちんとチェックされているのかどうか教えて下さい。

【都市計画課長 松田】

まず、生産緑地としての目的が、公共施設の用地であるとか都市環境の保全であります。当初の指定の際に全ての生産緑地が公共施設としての種地として指定してきたというわけではございませんので、本市におきましては、都市の中に農地が残ることが、都市計画において意義があるということで指定をしています。

今回の特定生産緑地の指定につきましては、申し出がございました農地全てを、都市計画課職員が目視で確認した上で、農業委員会のほうで、農地として適切に機能しているか、今までの生産緑地と同等の機能を果たしているかということ、1件1件現地で確認させていただいております。

【加藤（修）委員】

一応確認しているということで、お聞きしたかったところです。

それから、今回のこの制度適用にあたって、この流山市の都市環境の悪化に結びつくようなことはないという考え方でよろしいでしょうか。

22年問題の中で、都市環境の悪化を招くということがよく言われていましたが、今回のこの制度適用によって、流山市の場合はなんら問題がないとお考えでしょうか。

【都市計画課長 松田】

先ほどご説明させていただきましたが、指定の割合は、全国平均の概ね9割に対して、流山市は約8割の指定となっております。

評価としましては、人口が増えており、市街化の圧力が強い中にあるのは、この平均に対して80%というのは決して悪くないとは思っております。

事前に説明させていただく中で、我々の方が誘導的に、農地を残してほしい、あるいは宅地化をしてほしいというのを、地権者様の方に、どちらかを選択するような話は差し上げておりませんので、基本的には地権者様のご意向に沿った結果、80%が残されるということになり、結果として悪化に大きく繋がるというものではないと思っております。

【加藤（修）委員】

分からないことが一つあったので教えてください。

今回の改正で生産緑地の貸付による制度というのがあります。農地を所有していない方が、農業希望者へ貸付できるという仕組みになっているという話を聞いていますが、流山市の適用についてはどのようにお考えでしょうか。

【農業委員会事務局次長 染谷】

生産緑地の貸付に関しましては、本来であれば、その地主さんが耕作するというのが一番望ましいですが、先ほどの説明にもあった「宅地化する農地」というところから「都市の中にある農地」というように、大きく国の方針が変更になり、それに伴いまして、都市農地の貸借も今後認めていきたいと思いますという制度ができました。

例えば、その農地を他の農業者に貸すとかそういった制度であれば、貸しやすくする都市農地貸借円滑化法という法律もでき、市民農園にする場合、市民農園で貸し付けをしたいという場合は、特定都市農地貸付というものが創設されました。

その農地に関しては、例えば、地主さんが相続税の納税猶予を受けている場合でも、貸付をする場合に関しては納税猶予がそのまま継続されるという、今までには納税猶予を受けると亡くなるまで農業をやらなければいけないという厳しい

規制がありましたが、そういったものが継続して受けられるというような形で非常に貸しやすくなったという制度ができました。

【加藤（修）委員】

あと1点は、NHKのクローズアップ現代で22年問題を取り上げたことがあります、その時には東京都の練馬区の例を挙げていました。

その中で言っていたのは、脱炭素化とかそういった効用とか、緑等を置くスペースの環境とか、地域コミュニティの関係で担い手に力を入れている気がします。例えば、練馬の例では、地域の子供たちを集めて大根を採らせたり、非常に活気に満ちた状況がテレビで流れていましたが、今まで流山市でそのようなことを実施した例はありますか。

【農業委員会事務局次長 染谷】

都市農地の中で、そういったコミュニケーションをとるような活動につきましては把握しておりません。

【内山会長】

他のご質問はありますか。

【乾委員】

資料の読み方について、この詳細な地域の図の中で、緑のメッシュになっているところは特定生産緑地に指定をしたいというところで、白くなっているところは生産緑地ということの説明でしたが、今回30年の期限が来るということで、生産緑地法でいえば特定生産緑地の申請をせず、制度的には市に対して買い取りを求めるということになるのかなと思いますが、生産緑地でなくなる宅地化する2割の部分というのは、この中には区分されていないのですか。

【都市計画課長 松田】

特定生産緑地に指定しない2割についても図示されており、ハッチがかかってない緑枠のものが2割に該当しますが、申し訳ありません、TX沿線の部分で今回30年が到来しない対象でない生産緑地と、メッシュ以外で特定に移行しない残り2割の生産緑地の区別はこの図面ではできないので、両方載っています。

【乾委員】

都市農地の位置付けが、法律上大きく変わったということですが、流山

市においても非常に宅地化が進んできて、農地が減少している中で、公園を確保するだとか、一定の緑地を確保するということが必要だと思いますが、国の平均だとか、千葉県の平均に対しても少ないということで、生産緑地の買取申出で、公共用地として公園に位置付けていこうという考えというのは、流山市にはないのでしょうか。

【内山会長】

いかがですか、難しいご質問だと思いますけども。

【都市計画課長 松田】

結論としては、ないという答えになります。もともと生産緑地の指定が、農家様が優遇を受けながら、やめてしまうかもしれない農地を続けていただくという点が大きいことですから、たまたまその土地が、市の計画の公園の位置にマッチしているものであれば、その土地を優先的に農地から公園にということもありますが、場所が一致するということがございませんので、具体的な事例としてはございません。

【乾委員】

これからも、そういう考えはないということですか。

【まちづくり推進部長 石野】

今回の指定する30年を迎えたエリアについては、公園にするような、まとまった土地ではないというのが現状です。一方、TX沿線区域については、令和10年に期限が到来しますが、区画整理の中で適正な公園配置をしていますので、生産緑地を公園化していこうということとはございません。

ただ、本市については、どちらかという既存の緑地、樹林等を残していこうということで、そこは生産緑地ではありませんが、そういった方針は、みどりの基本計画の方で作成させていただいております。

【乾委員】

それでは、この2割が特定生産緑地には移行しないということで、いずれ宅地として市場に出てくると思いますが、例えば、おたかの森地区にしても、南流山地区にしても、非常に学校の教室が足りないという事態になっています。広い土地があるとそこにマンションが建つ可能性もありますが、そうした点への対応というか、考え方が市としてあるのでしょうか。

【内山会長】

いかがでしょうか。

【都市計画課長 松田】

まず、2割が大きくないかという話ですが、30年を待っていた地権者様も結構いらっしゃって、例年3件から5件程度の買取申出が30年経過する前から来ております。それは、所有者様が亡くなられたり、次世代の方が農業を継続できないということで解除手続きを行っていますが、待っていた方がようやく30年経ったからやめる、という方も何件かいらっしゃいますので、均していけばこの2割というのは決して多くないのでは、と考えております。

その中で、マンションではない小さな土地の活用方針について、市で何かあるかということですが、特に具体的な方針はありません。

【内山会長】

他にいかがでしょうか。

【堀江委員】

1点お聞きしますが、ここでまた更新するということになった時に、農業委員会で、どのように管理されているかチェックした上で再度更新するということになったと思いますが、管理について、生産緑地にそぐわないというような地域が何件かあったのでしょうか。

また、当初指定する時に、隣接している所有者が変わっても、一定の面積があれば指定できたかと思いますが、AとBがいれば、Aの方はここで解除したいと言った時にBだけが残って、面積的に一定の条件がそぐわないという地区もあったのでしょうか。

【都市計画課長 松田】

1点目の肥培管理を確認できなくて指定に値しない地区があったかというご質問ですが、こちらについてはございませんでした。

続いて2点目の、AB地権者様の意向が合わなくて、面積要件の観点から、道ずれ解除的な事例があったかとのことですが、こちらもございませんでした。

【堀江委員】

ここ30年で、半分ぐらいは解除するのかなと思いましたが、それ以上に残るということで、非常に良かったなと思っております。

【内山会長】

伊藤委員、よろしくお願いします。

【伊藤委員】

私からのご質問も、今回特定生産緑地に移行しないところについてですが、自治体・行政の立場として公的にこうした方がいいですよという事を言えなかったのか、確認をさせていただきたいなと思います。

というのは、元々生産緑地を決めた時にそういう約束があったからかなというところもありますが、一方で、特定生産緑地というものは「都市にあるべき農地」、べきということは、法の立場からこうあって欲しいという理想を掲げてよいと理解できると思います。

そうした時に、みどりの基本計画の中では、緑とは農地を含んだものを緑と考えていて、緑地、緑の面積が減っている中で、目標としては保全・創出を増やしていくという形に記載がされていると思います。

法的には、なるべく少しでもいいから農地を増やしていきたい、あるいはヒートアイランド現象などを考えると土があるだけでも十分、少しでも涼しくなっていくという貢献があると思うので、大きくないと意味がないとかそういうことではなく、土の面積を残すというだけでも都市にとって大事な事だと思います。

例えば、30年経って状況が変わっている今、公園指定ではないけれども、残していただけたらありがたいということ、公的になぜ言うことができないのか、というところをお聞きできればと思います。

【まちづくり推進部長 石野】

農地も緑ということで、確かにみどりの基本計画でも農地の保全ということをしっかり謳っております。

今回、解除されてしまう2割というわけではなく、流山市全体の話を見せていただくと、つくばエクスプレス沿線の区画整理区域内にもたくさんの農地がございます。一つの例でいくと、総合運動公園のバーベキュー場ができましたが、そこで貸し出す時に、事業者さんが近くの生産緑地の生産者と協力をして、そこで収穫体験をして、その後バーベキュー場を提供するなど、少しでも農地を残していこうというような取り組みは事業者さんと話をさせていただいております。

また、民間の市民農園、貸し付ける市民農園というのが結構多くなってきており、新市街地地区と西平井地区で結構大きな規模で、生産緑地を借り上げていただいたりとかして、民間農地と一緒になっていますが、一応そういう保全を事業者さんへ紹介したり、誘導したりは、少しずつさせてはいただいております。

【伊藤委員】

今回の説明会でも、そういったことはなさっているということですか。

【農業委員会事務局 鈴木】

特定生産緑地の指定の説明会の時に、「都市農地貸借円滑化法という法律ができて、生産緑地でも貸しやすくなりました」という説明はさせていただきました。

ただ、こういう事業者さんがいるなどということは、農家さんそれぞれ事情が違いますので、細かい説明はしていません。説明会以外の中で、通常私どもの方に、農業者さん、もしくは土地所有者さんの方からご相談があった場合は、個々の希望に応じて相談にのっており、今後もしできる限り、お話にはのらせていただきます。例えば、生産緑地を借りて農家をやりたいという人は、借りる方も要件が必要ですが、合致する人がいれば間に少し入るという形で、協力は今後もさせていただきますと思っています。

【伊藤委員】

是非今後そういったことがあれば、なるべく残すという道も農家さんにお伝えして、市全体の緑が残っていくといいと思いました。

よろしく願いいたします。

【内山会長】

その他ありますか。

【加藤（修）委員】

市民の一人として話をさせていただきます。

都心から一番近い森のまち流山ということですが、今回のようなこういう機会に、今日の議題からちょっと外れるかもしれませんが、独自性をもっと大きく表に出したアピール性というのを強調されてはどうですか。やはり都市と緑と農業が共生する町づくりというような形で、森のまち流山ということで、ちょっとワンポイント他所とは違うアピールの仕方、いいチャンスだと私は市民の一人として思っていますが、是非そういった機会をとらえてやられてみてはいかがでしょうか。

【内山会長】

加藤委員の只今の発言は、要望ということでいいですか。

【加藤（修）委員】

よいです。

【内山会長】

最後になるので私から一つ。

今も言ったとおり、練馬区ではこうだと、どちらかという生産緑地というのは農地である。話を聞いていると緑の流山という、当時は無理やり農地を緑と言っている。こういう植林、樹木の類ではないものを緑と言う。生産緑地の方と同じですけども。

東京都の生産緑地では、畑だと皆思っているけれども、実は苗木なんかを植えて、植林しているわけです。つまり、最近の都市では造園というのも活性化してきている。だから商売しても成り立つということもあって、そういう場所はいわゆる畑じゃない生産緑地、苗木がある所というのは、どちらかという林みたいなものですよね。だんだんと成長していくので楽しみでもあるのかもしれない。

流山市で、30年前に生産緑地に指定した時は畑をやっていたが、だんだん農業から林業へ転換していくような事が、実際あったのかどうかお尋ねしたい。

もし、そういうことであるならば、これは都市計画部隊の仕事ではないと思いますけれども、そういった誘導策も考えられるのではないかなと思いましたので、よろしくご配慮をお願いいたします。

ところで、流山市では農業経営者といいながら、造園に転身して造園業で苗木を栽培しているという例はございますか。

【農業委員会事務局 鈴木】

平成4年指定のものなので、明確なものはありませんが、指定時点で畑だったものが、現在、苗木の圃場として使っているというのは確認しておりません。

【内山会長】

ありがとうございました。

その他もしご意見がなければ、この1号議案に対して、審議会としての答申をまとめることにしたいと思います。よろしいですか。

それでは、答申案について、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員でございませう、どうもありがとうございました。

それでは、全員が賛成したということで、答申したいと存じます。

以上で、本日の審議事項は終わりとなります。
この後の進行は、事務局をお願いいたします。

【都市計画課 橋本】

内山会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回都市計画審議会を閉会いたします。

－以上－